

町内で事業を営んでいるみなさまへ 美郷町雇用促進奨励助成金が変わります！

■ここが変わります！

- ① 遡及対応期間を短縮
【旧】雇用してから6か月以内に申請 → 【新】雇用してから3か月以内に申請
- ② 友好技能実習生枠を新設
バリ島マス村との友好協定に基づき推薦された技能実習生を雇用した場合も奨励金を交付
- ③ 奨励金額の変更
【旧】中途採用者は30万円、新卒採用者は50万円 → 【新】中途・新卒採用者どちらも30万円 ただし友好技能実習生は90万円
- ④ 対象従業員の定義を変更
【旧】町内外の新卒者及び中途採用者 → 【新】町内在住者であれば新卒採用者、町外在住者であれば新卒採用者及び中途採用者
※ただし、令和3年度中に限り、町内在住の中途採用者も対象とします！

■新制度概要

- ① 町内在住の新卒採用者または町外在住の新卒採用者及び中途採用者並びにバリ島マス村からの友好技能実習生を雇用した場合に奨励金を交付します。
- ② 従業員は美郷町の住民基本台帳に登録がある者。町外在住者の雇用は雇用してから1年以内に美郷町へ住民登録がされること。
- ③ 奨励助成金の額は1人30万円とし、バリ島マス村からの友好技能実習生の場合は3年間交付する。
- ④ 奨励金の上限は1事業所150万円。ただし、友好技能実習生の奨励金は上限額に設けない。
- ⑤ 奨励金は採用から1年後に交付する。
- ⑥ 申請は対象者を雇用してから、3か月以内に申請をすること。

■奨励金の交付イメージ

区分	雇用発生 & 申請	1年後	2年後	3年後
友好技能実習生雇用	30万	30万	30万	30万
町外在住者雇用			なし	なし
町内・外新卒雇用			なし	なし

■申請方法

申請様式を美郷町HPからダウンロードもしくは産業振興課にてお受け取り頂き、必要事項を記入の上、下記まで提出下さい。